

# 納骨壇使用承継願

真宗高田派本山専修寺 納骨堂管理者 殿

現在使用許可されております、専修寺納骨堂納骨壇の使用承継を下記理由にておこないたく、定められている納骨堂管理規則を遵守いたしますので、納骨壇使用承継誓約書及び納骨壇使用許可証を添えてお願い致します。

年 月 日

承継する  
納骨壇番号

—

現許可者

現在の許可者名



死亡の場合捺印不要

承継理由

死亡・高齢の為・その他( )

納骨壇承継者  
(新許可者)

フリガナ

承継者氏名  
(新許可者氏名)



間柄

現許可者の

郵便番号

〒 -

住所

電話番号

上記、承継者は、当寺院の檀信徒(門徒・同行)であり、民法第897条に定める納骨壇の承継者に相違ありません。

所属寺院

署名年月日

年 月 日

組寺院名  
住職氏名  
(住職代務者)



※以下には記入しないで下さい

web

所属長	台帳変更	名札変更	許可証発行	PC入力	許可証 回収 紛失届 未回収	管理番号	受付
			年 月 日				

# 納骨壇使用承継誓約書

真宗高田派本山専修寺 納骨堂管理者 殿

このたび、真宗高田派本山専修寺納骨堂の納骨壇を  
承継使用するについて、納骨堂の管理規則に関するす  
べての規則を誠実に遵守することを誓約いたします。

年 月 日

承継する  
納骨壇番号

—

納骨壇承継者  
(新許可者)

フリガナ

承継者氏名  
(新許可者氏名)

印

郵便番号

〒

—

住所

電話番号

### 納骨壇使用承継願記入例

### 納骨壇使用承継願

訂正にはお手次ぎ寺院住職様の訂正印が必要ですのでご注意ください。

紛失の場合は「紛失届」の提出をお願いします。

現在の使用許可者(加入者)名を記入  
生前承継(健在)の場合は自署署名と捺印が必要

真宗高田派本山専修寺 納骨堂管理者 殿  
現在使用許可されています、専修寺納骨堂納骨壇の使用承継を下記理由にておこないたく、定められている納骨堂管理規則を遵守いたしますので、納骨壇使用承継誓約書及び納骨壇使用許可証を添えてお願い致します。  
平成30年 5月 21日

承継する納骨壇番号 **2A-9876**

現許可者 現在の許可者名 **高田一身** (高田印) 死亡の場合捺印不要

承継理由 **死亡(高齢の為)その他( )**

フリガナ **タカダイツロウ**

承継者氏名(新許可者氏名) **高田一郎** (高田印)

間柄 **現許可者の長女の長男**

郵便番号 **〒514-0114**

住所 **三重県津市一身田町二丁目819**

電話番号 **0592327234**

**09000000000**

上記、承継者は、当寺院の檀信徒(門徒・同行)であり、民法第897条に定める納骨壇の承継者に相違ありません。

所属寺院 **お手次ぎの寺院住職様署名捺印欄**  
(上記と誓約書に承継者が全て記入捺印後 寺院住職様に依頼ください。)  
住職及び住職代務者不任の場合にご相談下さい。

※以下には記入しないで下さい  
**この場所には記入しないで下さい。**

納骨壇を受け継がれる方(承継者の氏名を住民票のとおり(通称名及び省略文字は不可)記入とフリガナを楷書体でわかりやすく記入下さい。  
※尚、変体仮名などパソコン印刷及び表示ができない場合があります。

裏面の図表を参考に間柄を記入

記入日

受け継ぐ納骨壇の番号を記入

捺印

承継理由について該当箇所に○印またはその他の場合は理由を記入下さい。但し相続は承継理由にあたりません。また、成年被後見人、成年被補佐人となられた理由により承継する場合は、後見人または補佐人の署名と捺印が裏面に必要です。また審判書謄本、確定証明書または登記事項証明書の写しを添付ください。

住所は確認の取れる住民票の住所を記入  
尚、電話番号は二番号登録可

### 納骨壇使用承継誓約書

必ず添付の「納骨堂管理規則」をご清覧ください。

真宗高田派本山専修寺 納骨堂管理者 殿

このたび、真宗高田派本山専修寺納骨堂の納骨壇を承継使用するについて、納骨堂の管理規則に関するすべての規則を誠実に遵守することを誓約いたします。

左の承継願と同じように記入捺印願います

平成30年 5月 21日

承継する納骨壇番号	<b>2A-9876</b>									
フリガナ	<b>タカダイツロウ</b>									
承継者氏名(新許可者氏名)	<b>高田一郎</b> (高田印)									
郵便番号	<b>〒514-0114</b>									
住所	<b>三重県津市一身田町二丁目819</b>									
	<b>ハイツ専修901</b>									
電話番号	<b>0592327234</b>									
	<b>09000000000</b>									

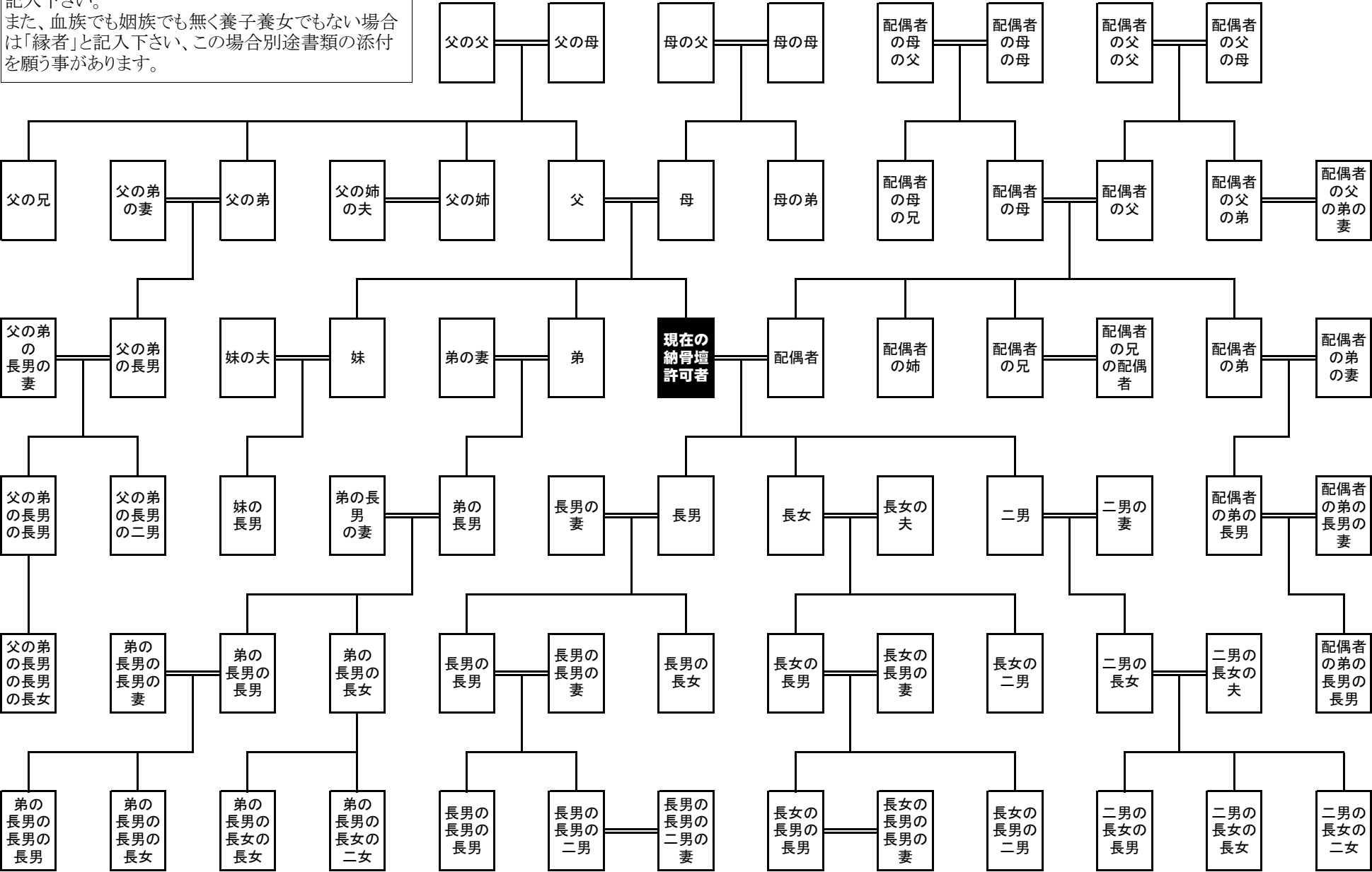
仏壇、墳墓、納骨壇などを祭祀財産といいこれを受け継ぐことを承継といいます。また遺産などの財産は相続といいます。故に納骨壇は遺産ではありませんので相続する事ではなく、承継されることから祭祀承継者(承継者)と言います。そして相続した者が承継者になるとも限りません。また、相続を放棄した者が承継者となることも可能です。ただし祭祀財産の承継放棄は認められていません。(民法第896条・第897条)

不明事項は納骨堂事務所(059-232-7234)までお問い合わせ下さい。

納骨壇番号は**2A-9876**のように最初の2桁は英数字(1B・1C・2B・3C・BA・S1・Z7など)で構成し、下4桁は数字で構成されています。ただし下5桁ある場合があります、この番号は最後が英数字(2A-9876A)となっています。  
尚、漢字(清、浄、浄華、華、蔵、世、界、光、明、量、法など)に4桁数字「無5959」など、また4桁数字のみ「7890」などの番号は旧番号で現在の納骨壇番号ではありません。

# 間柄続柄図表

**この表を参考に間柄を記入願います。**  
 配偶者は夫、妻と置き換えて下さい。  
 下表に該当しない養子縁組の場合は養子、養女と記入下さい。  
 また、血族でも姻族でも無く養子養女でもない場合は「縁者」と記入下さい、この場合別途書類の添付を願う事があります。



# 納骨壇使用許可証紛失届

真宗高田派本山専修寺 納骨堂管理者 殿

現在使用を許可されています、真宗高田派本山専修寺納骨堂納骨壇の諸手続にあたり、納骨壇使用許可証(第3号様式)を紛失しましたので、真宗高田派本山専修寺納骨堂管理規則細則第11条による返却、添付が出来ませんゆえ、ここに紛失届を提出いたします。

なお、この届の提出と同時に既に発行されている下記納骨壇番号の納骨壇使用許可証が無効となることに同意いたします。

年 月 日

納骨壇番号	—												
フリガナ													
許可者氏名 (承継者氏名)	<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>												
郵便番号	〒				-								
住所													
電話番号													

※以下には記入しないで下さい

web

所属長	担当	許可証発行	管理番号	種別	受付
		年 月 日 不要		(承継)(住所変更) (返還)(永年管理)(移転) (その他 )	

# 納骨堂管理規則

2026（令和8）年1月1日施行

真宗高田派本山専修寺

# 真宗高田派本山専修寺 納骨堂管理規則

## (目的)

第1条 本規則は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、真宗高田派に所属する寺院など（以下「高田派寺院」という。）の檀信徒等（以下「檀信徒」という。）が行なう本山納骨及び本山専修寺納骨堂（以下「納骨堂」という。）の管理基準等を定めることを目的とする。

2 納骨堂への納骨を本山納骨と言い、親鸞聖人のお示し下さった阿弥陀仏の本願力により、浄土往生の素懐をとげられた故人の遺骨を御開山親鸞聖人の御廟のお側へ分骨し、念仏相続の場とすること及び本山とのご縁をより深く結ぶことを旨とする。

## (管理者及び事務所等)

第2条 納骨堂管理者は、真宗高田派宗務総長（以下「管理者」という。）とする。

2 管理者は、納骨堂管理等の職務を行なわせるため、納骨堂内に事務所をおき管理責任者及び担当者を任命する。

3 管理責任者は、納骨堂の直接責任者として、納骨堂についての業務を行い、納骨堂管理の適正を期さなければならない。

4 管理責任者は、業務及び管理状況等について管理者に報告しなければならない。

5 担当者は、管理責任者の指揮監督のもとに納骨堂の業務を行なう。

## (本山納骨)

第3条 本山納骨は、一般納骨と納骨壇納骨の二種とし、納骨にはこの規則により行うものとする。

2 前項に定める一般納骨は、本山専修寺の敷地内へ合葬する納骨をいう。

3 第1項に定める納骨壇納骨は、納骨壇使用許可者（以下「使用者」という。）及び使用者に委託された者が許可されている納骨壇へ納骨する事をいう。

4 本山納骨を行うには、所定の申込書を提出し、管理者の許可を得、別に定める納骨読経冥加金（以下「納骨冥加金」という。）を納めることとする。

## (納骨壇使用の資格及び許可)

第4条 納骨壇は、高田派寺院及びそれらに所属する檀信徒に対し使用を許可する。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

## (納骨壇使用許可手続)

第5条 前条に定める納骨壇の使用を願ひ出る者は納骨壇使用許可願（第1号様式）及び納骨壇使用誓約書（第2号様式）を、管理者あてに提出し、別に定める納骨壇加入冥加金を納めることとする。

2 管理者が前項の規定に基づき納骨壇の使用を許可した場合には納骨壇使用許可証（第3号様式）を交付する。

## (納骨壇使用の目的)

第6条 納骨壇は、分骨された遺骨及び位牌を安置するほかには使用することはできない。ただし、遺品等これに類するものを、遺骨とみなして安置する場合は、管理者の許可を得た上、使用することができる。

## (納骨壇の使用承継)

第7条 納骨壇の使用承継（以下「承継」という。）は、民法第897条に定める墳墓の所有権を承継すべき者とする。ただし、特別の理由がある場合に限って、親族または有縁者が、管理者の承認を得て、承継することができる。

2 承継する者がいない場合、所定手続き及び冥加金を納めたものは、別に定める一定期間、管理者が承継するものとする。

3 承継は納骨壇の使用者が死亡した場合は必ず行うこととする。また使用者の指名により行うこともできる。

## (承継手続及び変更手続)

第8条 前条第1項及び第3項に定める承継は、納骨壇使用承継願（第4号様式）、納骨壇承継使用誓約書（第5号様式）及び管理者が必要とする書類などを管理者に提出しなければならない。

2 承継以外に変更事項が発生した場合はただちに管理者に届けなければならない。

(納骨壇使用の費用負担)

第9条 管理者は、納骨壇の使用を許可した者に対して、使用管理に必要な経費の負担をさせることができる。

(納骨壇使用上の制限)

第10条 納骨壇使用の区画、箇所は、管理者が定める。

2 納骨壇の使用を許可された者は、現状を変更することができない。ただし、特別の理由がある場合は管理者の許可を受け、その許可内容に従って変更する場合は、この限りではない。

(法要等の制限)

第11条 納骨及び納骨堂における法要儀式等は、真宗高田派で行なう法要儀式をもって執行し、他の宗教団体等の法要儀式若しくはそれに類似する行為等は、一切行なうことはできない。

2 本山納骨などの法要は管理者が指定する。

(納骨壇加入冥加金及び恭敬冥加金など)

第12条 使用者は、加入冥加金のほか年間恭敬冥加金を納めなければならない。

2 加入冥加金、年間恭敬冥加金、納骨冥加金及び納骨堂に関する冥加金については、別に定めることとし、納められた各冥加金は返還しない。

3 平成27年12月31日削除

4 第1項に規定する、年間恭敬冥加金は、毎年1月1日に発生し当年12月末日までに納付しなければならない。

5 第1項、第2項及び第4項に定める年間恭敬冥加金の代わりに納骨壇永年冥加金を納めることができる。

6 前項に定める永年とは使用中の納骨堂納骨壇が現存する限り続くものとする。

(納骨壇使用許可の取消)

第13条 使用者が、次の各号に該当する場合は管理者がその使用の許可を取り消すことができる。

① 真宗高田派で定めた諸規定に違反した場合

② 使用者が、第12条各項に定める年間恭敬冥加金を5年以上滞納し、管理者が催告してもなお納付しない場合

③ 使用者が5年以上所在不明となり、尚かつ第12条各項に定める年間恭敬冥加金を5年以上滞納している場合

(納骨壇使用権利の返還)

第14条 使用者が次の各号に該当する場合は、納骨壇返還願(第6号様式)を管理者に届け出た上、納骨壇を現状に復し、無条件で返還するものとする。また、現状に復するに必要な経費はすべて使用者の負担とする。

① 使用者が、自ら納骨壇の使用を放棄した場合。

② 第7条で定める納骨壇の承継ができない場合。

③ 前条で定める納骨壇の使用許可を取り消された場合。

(細則への委任)

第15条 本規則の施行に必要な事項は、細則で定める。

付 則

1 本規則は、平成9年6月1日から施行する。ただし、冥加金納入等の施行は細則をもって定める。

2 昭和40年7月2日付け「納骨位牌堂規定」に基づき使用許可を受けた者は、本規則に基づき許可を受けたものとする。

3 本規則の施行にともない、前項「納骨位牌堂規定」は、廃止する。

付 則

本規則は平成28年1月1日より施行する。

# 真宗高田派本山専修寺

# 納骨堂管理規則細則

第1条 本細則は、真宗高田派本山専修寺納骨堂管理規則（以下、「規則」という。）第15条に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

第2条 規則第5条第1項に定める納骨壇加入冥加金は次のとおりとする。

区画	加入冥加金
特別型区画	300万円以上
大型区画	100万円以上
普通型区画	50万円以上

ただし、平成10年9月30日までは、普通区画に限って冥加金を45万円以上とする。

第3条 規則第12条第1項及び第4項に定める納骨壇年間恭敬冥加金は次表のとおりとし、毎年1月1日から当年12月末日を年間及び年度とする。

区画	年間恭敬冥加金
特別型区画	3万円以上
大型区画	1万1千円以上
普通型区画	6千円以上
第2納骨堂全区画	6千円以上

2 前項の年間恭敬冥加金については、令和8年1月1日から適用し、年間恭敬冥加金は年度単位で納めることとする。また年度途中の新加入については、加入年度より納めるものとする。

3 前項の適用日より前納の年間恭敬冥加金を廃止する、ただし、適用日以前に前納されている場合はこの限りではない。

第4条 平成15年5月7日抹消

第5条 納骨壇納骨された遺骨は返還しない。ただし特別な理由により返還などを懇願する場合は納骨壇納骨返還願（第7号様式）を納骨堂管理者に提出し許可された場合に限り原則としてその一部を返還または改葬することとする。

2 前項に定める特別な理由とは故人を断定できる遺骨が納骨堂にしか現存しない場合及び特に管理者がその必要を認めた場合とする。

3 一般納骨された遺骨は返還することができない。

第6条 専修寺住職による納骨壇加入申請があった場合は、管理者の決済により冥加金のすべてを免除することが出来る。

第7条 納骨壇の区画変更を願い出る者は、納骨壇変更許可願（第8号様式）及び誓約書（第9号様式）を、管理者あてに提出し、現在使用中の納骨壇に対する納骨壇使用許可証、納骨壇のカギ、年間恭敬冥加金の未納分及び次表に定める納骨壇変更冥加金を納付しなければならない。ただし規則第10条第1項に定めるとおり、区画、箇所は、管理者が定める。

変更の種類	区画変更冥加金
普通型区画より大型区画	60万円以上
第2納骨堂より大型区画	70万円以上
大型区画より特別型区画	210万円以上
普通型区画より特別型区画	260万円以上
第2納骨堂より特別型区画	270万円以上

変更の種類	区画変更冥加金
大型区画より普通型区画	3万円以上
特別型区画より大型区画	3万円以上
特別型区画より普通型区画	3万円以上
同区画への変更	3万円以上
第2納骨堂より普通型区画	10万円以上

2 区画変更を許可された者は、その年度より年間恭敬冥加金を区画に対して納めなければならない。

第8条 規則第7条第2項に定める納骨壇を承継する者がいない場合に納める冥加金と期間は次表のとおりとし、当該年度より年間恭敬冥加金の納付を免除する。

区画	期間管理冥加金	期間
特別型区画	60万円以上	30年
大型区画	20万円以上	
普通型区画	10万円以上	
第2納骨堂全区画	10万円以上	

2 前項に定める期間が満了した時には納骨壇の使用を中止し、納められている遺骨は一般納骨に改葬しその他は処分することができる。ただし、該当の納骨壇を承継した場合を除く。

3 期間管理冥加金については、平成14年3月末をもって受付を終了とする。

第9条 規則第12条第5項に定める、納骨壇永年冥加金は次のとおりとする。また、当該年度より年間恭敬冥加金の納付を免除する。

区画	永年管理冥加金
特別型区画	150万円以上
大型区画	50万円以上
普通型区画	25万円以上
第2納骨堂全区画	25万円以上

2 規則第12条第6項に定める使用中の納骨堂納骨壇が現存出来なくなった場合は納骨壇に納められている遺骨は一般納骨に改葬しその他は処分することができる。ただし、加入者に通知し新たな納骨堂納骨壇に移転を希望する場合は特別な配慮を行うこととする。

第10条 納骨壇の表札は原則として使用者が所属する寺院名と使用者名とするが、使用者が特に希望する場合は管理者の許可を得て変更することができる。

第11条 納骨壇に関する諸手続には規則第5条第2項により交付された納骨壇使用許可証（第3号様式）を添付または返却しなければならない。

付則

この細則は、平成9年6月1日から施行し適応する。

付則

この細則は、平成15年5月7日から施行し適応する。

付則

この細則は、平成28年1月1日から施行し適応する。

付則

この細則は、令和8年1月1日から施行し適応する。